

質問書提出者各位

質問回答書

令和2年8月25日

業務名：史跡松本城浚渫工法調査業務委託

松本市長 臥雲 義尚
(公印省略)

史跡松本城浚渫工法調査業務委託公募型プロポーザル実施要領3-(5)に基づき、提出された質問について、下記のとおり回答いたします。

番号	質問内容	回答
1	「実施要領 2 提案条件・仕様等(2) 要求仕様及び履行条件」について、300㎡程度(浚渫面積300㎡×浚渫厚1m)の浚渫と浚渫により発生する堆積土の処理が履行条件となっておりますが、絶対条件ですか。実証できる程度の浚渫量に減らすことは可能ですか。	絶対条件ではありません。目安と考えてください。ただし、価格評価について、提案他者との相対比較(㎡単価に換算し比較)を行います。
2	「様式第3号、第4号、第6号、浚渫の配置図、平面図、設計内訳及び数量計算書、業務工程表、見積書」について、今回の業務委託の内容についての記載ですか。	質問のとおりです。今回の業務委託の内容について記載ください。
3	「様式第4号」において、事業者とは、下請けや一部再委託先も含まれますか。また、担当技術者は、氏名が必要ですか。	質問のとおりです。下請けや再委託先です。担当技術者も可能な限り、記載してください。
4	松本城内の平面図、お堀の平面図および断面図、堆積状況、堆積物下部の地盤状況を教えてください。	堀総合調査の報告書データを参加表明した者のアドレスへ送信します。31日までに受信がない場合、電話で問い合わせください。平面図(pdf)はホームページを参照ください。

5	今回の業務委託で実施する浚渫場所はどこですか。	別途、図示します。
6	全体の浚渫計画の立案にあたり、実施予定期間とその間の浚渫ができない期間はどこですか。また、1週および1日の作業時間の制約はありますか。	実施予定は令和5年頃からの3年度と想定します。作業期間はいずれの年度も11月から3月までの年度単位の事業とします。(年度毎に機材を設置、撤去する)作業可能日は松本城の開城日と同様とし、作業時間の制約はありませんが、日の出前、日没後の作業はできません。
7	浚渫業務の技術提案の全てについて、実証実験が必要ですか。試験室や室内試験、確立された既存技術より現場実証試験を省略してよいですか。	既に確立された既存技術を実証実験する必要はありません。その技術を用いた浚渫をお願いします。
8	業務委託で実施する浚渫方法と全体浚渫で実施する方法が一部異なっても問題ないですか。	今回の提案浚渫工法と全体浚渫計画の工法は、一致させてください。
9	業務委託で行う堆積土の処理方法と全体浚渫で行う処理方法が一部異なってもよいですか。	堆積土の処理方法は、一致させてください。プラント機材の性能の大小について異なることは構いません。
10	堆積土(堆積物)の処理先として、長野県外へ持ち出すことは可能ですか。	可とします。処理先も含め提案ください。
11	堆積土を脱水し、脱水した水をお堀へ戻すことは可能ですか。	脱水した水はお堀へ戻してください。
12	全体計画の工程は概ね3年程度となっていますが、4年以上に変更することは可能ですか。	3年程度で考えてください。3年で施工できない場合、可とします。なお、全体計画は現段階の計画であり、確約するものではありません。
13	全体の浚渫計画作成において、お堀のエリアごとに異なった浚渫工法を選択することは可能ですか。	不可とします。
14	文化財保護法の申請は受注者が行うのですか。	松本城管理事務所が行います。

15	現状変更申請の許可が得られない場合は、どのようなことが想定されますか。	掘削が伴う行為（例：杭の設置等）が想定されます。
16	審査項目における価格評価点【50点】は、今回の業務委託の費用に対する評価ですか。全体計画の費用に対する評価ですか。	今回の業務委託に対する評価（相対比較）です。全体計画の費用は、技術評価点（技術提案の内容における評価）として、評価を行います。
17	提出した配置技術予定者、事業体制を変更することは、可能ですか。	配置技術予定者は同等の資格保有者での変更を認めます。事業体制を変更する場合、改めて事業体制について報告をお願いします。
18	今回の業務委託を行った結果、提案した全体の浚渫計画の内容（施工方法・工期・工事金額等）を変更する必要がある場合の対応は。	浚渫方法は変更できません。変更の必要性を想定していませんが、理由を伺ったうえで協議します。
19	価格評価について、提案価格の相対比較としてありますが、実証実験時の施工単価か、堀全体31,300㎡の浚渫計画時の施工単価によるか教えてください。	No16同様です。価格評価点は実証実験の単価により、提案他者との比較を行います。堀全体の浚渫計画の見積り額は、技術評価点に反映されます。
20	施工場所とプラントの設置場所等は松本市からの指示となりますか。また、全体計画時にプラントの設置場所の指定はありますか。	提案によるプラントの設置場所は任意です。内堀の施工箇所によりプラント設置位置が異なる場合、配置図はそれぞれについて、記載ください。実際の施工は市と協議の上、決定します。
21	実証実験に関する試験結果の講評は考えていますか。	個別の講評は考えていません。今後の浚渫計画に有効な結果については、別途、相談させていただきます。
22	施工実績について、3 募集要件等(6)－エー(オ) 浚渫業務を元受けとして受注し、業務履行実績がある場合、公募型プロポーザル審査項目2－(1)－エ 採用している浚渫方法の類似事例の実績とありますが、一次下請けの業務実績でもよろしいですか。また、契約書の添付は必要ですか。	3 募集要件等(6)－エー(オ)の参加表明時に添付する実績一覧は、元受けの実績一覧としてください。提案浚渫方法による業務を元受け、一次下請けで実施した場合は、技術提案書本文に、記載するようにしてください。提案浚渫方法による実績は評価ポイントになります。なお、契約書の添付は不要です。

23	<p>今回の実証実験で、浚渫土厚は概ね1 mと記載していますが、浚渫土の上面と下面の決め事に関する考え方を教えてください。</p>	<p>浮泥層の上面から1 mです。浮泥層と堆積土層あわせて1 mの浚渫厚としてください。</p>
24	<p>今回の実証実験は最大1,000万円とありますが、様々な環境試験を実施した場合、負担がかさみ、浚渫する数量が少なくなります、どのような対応策で臨めばよいですか。</p>	<p>最大1,000万円の中で、提案する工法により浚渫をしてください。浚渫する数量が少なくなっても構いませんが、価格評価について、提案他者との相対比較（m^3単価に換算し比較）を行います。</p>
25	<p>浚渫計画で、堀浚渫の全体計画（概ね3年程度）についての提案がありますが、1年を通じて浚渫事業がどの程度の日数が可動可能ですか。</p>	<p>No6 同様です。 作業期間は11月から3月の年度ごとを想定ください。（年度ごと機材を設置、撤去する）</p>
26	<p>堀全体の浚渫計画を概ね3年程度による浚渫の見積もりが記載されていますが、概算表でよろしいですか。</p>	<p>概算表でなく、概算額で提示ください。</p>
27	<p>概ね3年の浚渫計画ですが、年度ごとの施工範囲と数量はどのような考え方ですか。</p>	<p>単純に割り算すると、$9,000 m^3/年$です。 年度ごとの施工範囲、数量は任意で検討ください。</p>
28	<p>見積書の提出は、実証試験費用と浚渫計画費用の提出となるか教えてください。</p>	<p>No16、19 同様です。 見積書は技術提案・実証実験費用として提出ください。堀全体の浚渫計画の金額は、概算額として、堀全体の浚渫計画書に記載ください。</p>
29	<p>技術提案書の提出で、3募集要件等（7）ーオ その他（ア）a 浚渫機材全体の配置等（公園内に入りする車両動線や園路の養生計画を含む）という記載では、事前に実証実験箇所の指示がなければ提案書の作成はできません。</p>	<p>No5、No20 同様です。 場所は図示します。プラントは最も効果的な配置を想定し、その箇所でも車両動線や養生計画に記載ください。実際の施工は市と協議の上、決定します。</p>

30	底汚泥土壌は、得られる土壌は非常の栄養価が高く、堆肥としての活用が見込まれる有効資材です。現場にて不溶化対策を行い、場外搬出を考えています。可能であれば、有価として引き取り、農業分野、園芸分野、植栽分野等に活用をします。	汚泥の処理方法までを含めての提案となりません。汚泥は適正に処理いただければ、処理方法に制限はありません。ただし、汚泥処理まで含め、最大 1,000 万円（消費税および地方消費税含む）です。
31	実証実験の試験箇所は天守西側の内堀とありますが、実証実験の施工箇所を変更して提案することは可能ですか。（児童遊園跡地北側、黒門東側等）	不可とします。
32	浚渫しない地山のN値はどれくらいですか？ （浚渫対象堆積土のした）	堀底の N 値のデータはありません。
33	平面図等のCADデータを提供してください。	No4 同様です。 参加表明した者のアドレスへ送信します。
34	松本城公園内の園路を横断できる車両の重量は4 tまでとなっていますが、車両重量とは、車両重量か、車両総重量のどちらですか。（荷物の重さを含むか、含まないか）	4 t は荷物の重さを含む、車両総重量です。
35	公園内の木に関して、施工の支障となる場合、枝払い、伐採等は可能ですか。	不可とします。
36	本施工（全体計画）を想定した時、園路を破損させた場合、補修、復旧といった措置をとることで、園路の横断に4 t以上の車両を通過させる行為は許可されますか。	園路の破損を想定する手法は許可できません。
37	浚渫箇所を内堀でなく、別の場所に変更して提案することは可能ですか。	No31 同様です。 不可とします。
38	浚渫を実施するため、大型クレーンや大型車両が松本城公園内の園路上を通過または横断する必要があります。このことについて許可をうけることは可能ですか。（園路破損は現状回復します）	No36 同様です。 園路の破損を想定する手法は許可できません。

39	お堀に近接している樹木等（公園内および外堀外側の道路沿い）の枝払いは可能ですか。	No35 同様です。 不可とします。
40	浚渫時の騒音について、規制はありますか。	浚渫に伴う作業が騒音規制法に係る特定建設作業に該当する場合は、規制の対象となります。当該特定建設作業を実施する場合は、実施7日前（受理日含まず）までに特定建設作業実施届出書を環境保全課に届出ください。
41	お堀の堆積土の下部の状況を教えてください。	下部は史跡（土）です。今回の浚渫は下部まで届かない浚渫厚で実施します。
42	28,000 m ³ の浚渫除去に関する施工時期ですが、年度内で5カ月の施工期間となります。夏、秋も施工期間に取り込んで通念を通し施工することは可能ですか。	No6 同様です。 施工期間は11月から3月までとし、年度単位の事業とします。（年度毎に機材を設置、撤去する）
43	説明会資料について、図等の文字が小さく不明瞭です。データ提供ください。	No4 同様です。 参加表明した者のアドレスへ送信します。
44	松本城堀の全体平面図データ提供ください。	No4 同様です。 参加表明した者のアドレスへ送信します。
45	浮泥層、堆積土の定義について教えてください。	浮泥層はアルミスタッフバーが自沈する深さまで、堆積土は検土杖が自沈する深さから浮泥層を差し引いたものです。
46	浮泥層も浚渫土扱いになりますか。	質問のとおりです。浚渫土扱いになります。
47	堆積土の含水比は870%から1,700%範囲にあり、L19が低かったと記載してありますが、含水比について、各堀での詳細なデータを提供ください。	No4 同様です。 説明会で提供した資料が全てです。
48	全体計画について、28,000 m ³ の浚渫根拠は30,000 m ³ ×総浚渫厚0.93で、約28,000 m ³ となりますが、このような考え方でよいですか。	全体計画は概算と考えます。ご指摘の考え方も問題ありません。

49	堀の中に塩ビ管が配管されていますが、配管箇所を避けて施工してよいですか。一時移設は必要ですか。	避けて浚渫してください。 一時移設はできません。
50	配管同様、堀底の石や支障物（木柵等）は避けて浚渫してよいですか。	避けて浚渫してください。
51	コイなど魚類、鴨、白鳥等の鳥類、亀等の爬虫類、水草等の植物へは採取、保護し施工後、原型復旧する等の配慮は必要ですか。	別の場所に保護をする等の措置は必要ありません。
52	外周道路部分の柵（擬木）等に反力をとる設備を設置することは許可されますか。	柵（樹木）を養生したうえになります。反力の大きさにもよりますので、個別に相談させていただきます。
53	施工数量として、実施要領に記載の 300 m ² 、1m の浚渫厚は必須数量ですか。	No1 同様です。 絶対条件ではありません。目安と考えてください。価格評価について、提案他者との相対比較（m ² 単価に換算し比較）を行います。
54	施工日（例えば土日は休止）および施工可能時間帯の制限はありますか。	施工可能日は松本城の開城日と同様とします。市街地になりますので、日の出前、日没後は施工不可となります。
55	実施要領（２）ーオ プロポーザル期間中、イベント等で浚渫施工ができない等の制約はありますか。	1月18日から23日までは、博物館前広場が利用できません。また、イベント当日の22日・23日は休工をお願いします。
56	実施要領（３） リスク分担について、リスク分担表があれば教えてください。	今回の業務委託において、個別のリスク分担表はございません。
57	実施要領3 - （7）エ 提出書類について、（ア）～（オ）まではプロポーザル業務、（カ）（キ）は事業全体と読みましたが、あっていますか。	事業全体（全体計画）は（カ）のみです。全体計画の見積額は全体の浚渫計画に記載ください。（キ）は、今回の業務（上限、1,000万円）についての見積もり額を記載ください。

58	実施要領3 - (7) - オ - (イ) 土壌汚染対策法等の関連法令について、法に関する調査について明示されておりますが、今回の浚渫はどの条文に起因するか教えてください。	浚渫になりますので、土壌汚染対策法の対象外となりますが、土壌汚染対策法に定める溶出量基準を超える砒素が含まれる堆積土は適切に処理する必要があります。
59	実施要領4 - (3) ウ 出席者身分証明書提示にあたり、どういった証明書を想定されますか。	社員証等、所属と氏名がわかるもので構いません。
60	処理水は、堀内へ戻すことでよいですか。	No11 同様、質問のとおりです。 脱水した水はお堀へ戻してください。
61	閲覧対象となっている、堀総合調査報告書記載の堀水深は確保されていますか。	調査時はありました。堀の水面は、天候や地下水の状況により日々変動しますので、誤差があることは理解願います。
62	調査報告書に記載された水位以上に水位を上昇させ、水深を確保するような調整は可能ですか。	できません。 水位を上昇させると、埋橋付近で水面がG L面に近づきます。土嚢で施工範囲を囲うなどの仮設が必要になると考えます。
63	堀の水位を時期的にさげる等、時期的な現場条件がありましたら教えてください。	ありません。
64	総堀の浚渫時に市役所第2庁舎の駐車場は使用可能ですか。	使用可として積算ください。
65	実施要領7 - (5) - エ 松本城公園内の園路について、園路を横断できる場所を図面上に図示してください。	園路の図面を持ち合わせておりません。 横断箇所は4カ所です。個別に対応しますので、お問い合わせください。
66	機械組立等の夜間作業は可能ですか。	市街地になりますので、不可とします。
67	実施要領3 - (7) - オ - h 業務計画とは、具体的にどのようなものですか。	業務（施工）計画書と理解ください。

68	<p>実施要領5 - (2) -ウ 最低提案価格について、教えてください。</p>	<p>今回のプロポーザルにおいて、提案いただいた見積書の金額をm³単価に換算した時、m³単価が最も安価な提案が最低提案価格です。最も安価な提案価格が、価格評価では満点になります。</p>
69	<p>施工業者と共同企業体での参加を検討していますが、本業務を受注した場合、今後予定されている堆積物浚渫工事に入札参加できないなど制限はありますか。</p>	<p>ありません。</p>
70	<p>(様式第3号) 配置予定技術者調書において、浚渫業務の主任技術者又は監理技術者はどちらか1名を配置すればよいですか。様式は2枚にわけて現場代理人と主任技術者又は監理技術者について記載すればよいですか。</p>	<p>質問のとおりです。</p>
71	<p>(様式第4号) 業務体制には、様式第3号で記載した技術者も記載する必要はありますか。</p>	<p>ありません。 本業務を再委託(再委任)する場合の業者を記載してください。</p>
72	<p>(様式第2号) 参加資格確認調書について、該当する方に○印を記入するのみでよいですか。内容確認の資料を別途提出する必要はありますか。</p>	<p>質問のとおりです。 内容確認の証拠書類は不要です。</p>
73	<p>J V共同企業体で競争参加を希望する場合、共同企業体として協定書案を参加表明書に添付する必要はありますか。</p>	<p>不要です。</p>
74	<p>実施要領3 - (7) -エ - (カ) 堀全体の浚渫計画で、概ね3年程度の見積書を含む (キ) 見積書とありますが、これらは技術提案する工法で堀全体の見積書を提出することですか。今回の実証実験の見積書も提出する必要がありますか。必要な見積書を教えてください。</p>	<p>No57 類似です。 堀全体の浚渫計画の見積金額(概算額)は、(カ)の堀全体の浚渫計画書に明記ください。 (キ)の見積書は、今回の業務(上限、1,000万円)についての見積もり額を記載ください。</p>

75	実施要領 5 - (2) 審査方法の価格評価点について、堀全体の見積もり額によって提案価格 (m ³ 単価) が算出されますか。または、今回の実証実験の見積もり額を元に提案価格 (m ³ 単価) が算出されますか。	No16、19 同様です。 堀全体の浚渫計画による見積もり額は、別紙 1 の審査項目にある、技術提案の内容における評価として技術評価点に反映します。(堀全体の浚渫計画による見積もりは m ³ 単価に換算せずに相対評価します) 今回の技術提案・実証実験の見積もり額を m ³ 単価に換算し、価格評価点に反映します。
----	---	--